

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 7 月 25 日（火）第3334号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- | | | |
|----------------------|------------|---|
| ○鳥獣保護区特別保護地区の指針案の縦覧 | （自然保護課取扱い） | 1 |
| ○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 | （水産振興課取扱い） | 2 |
| ○道路の区域の変更 | （道路維持課取扱い） | 2 |
| ○道路の供用の開始 | （道路維持課取扱い） | 2 |

公 告

- | | | |
|---------------------------|------------|---|
| ○大規模小売店舗の届出の取下げに関する公告（2件） | （商工政策課取扱い） | 3 |
|---------------------------|------------|---|

監 査 委 員 公 表

- | | | |
|----------------------|--------------|---|
| ○監査結果の報告に係る措置の公表（2件） | （監査委員事務局取扱い） | 3 |
|----------------------|--------------|---|

公 安 委 員 会 告 示

- | | | |
|---------------|--------------|---|
| ○遊技機の型式の検定の告示 | （生活安全企画課取扱い） | 8 |
|---------------|--------------|---|

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 832 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定による特別保護地区の指定をしたいので、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案（7において「指針案」という。）を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年 7 月 25 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

- 1 特別保護地区の名称
沖小島鳥獣保護区特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域
鹿児島市桜島横山町沖小島の全区域
- 3 特別保護地区の存続期間
平成29年11月1日から平成39年10月31日まで（10年間）
- 4 特別保護地区の保護に関する指針の案
 - (1) 特別保護地区の指定区分
希少鳥獣生息地
 - (2) 特別保護地区の指定目的

沖小島鳥獣保護区は、鹿児島市桜島の沖合に位置する沖小島の全域であり、植生は、台地上にメダケやモウソウチクが繁茂し、周辺の斜面にアコウやタブノキ等の高木が点在している。同島には、環境省のレッドリストにおいて絶滅危惧 I B 類に位置付けられた希少鳥類であるウチャマセンニューが生息していることが確認されており、同島のほぼ全域で繁殖行動が確認されている。さらに、ウチャマセンニューの分布は島しょに限られ、極めて狭く局所的であるため、生息地の破壊で繁殖個体群が消滅するおそれがある。このため、当該鳥獣保護区の全域が希少鳥類の生息地として重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地

区に指定し、当該地区に生息する希少鳥類及びその生息地の保護を図るものである。

5 1 から 4 までに掲げる事項の縦覧場所

- (1) 鹿児島県環境林務部自然保護課 (鹿児島市鴨池新町10番 1 号)
- (2) 鹿児島県鹿児島地域振興局農林水産部林務水産課 (鹿児島市小川町 3 番56号)

6 縦覧期間

平成29年 7 月 25 日から同年 8 月 8 日まで (2 週間)

7 意見書の提出等

(1) 意見書の提出先

指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、6 に規定する期間が経過する日までの間に、知事に指針案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

鹿児島県環境林務部自然保護課又は鹿児島地域振興局農林水産部林務水産課

鹿児島県告示第833号

肝属郡肝付町波見1753番地 5 高山漁業協同組合代表理事組合長谷山久男及び肝属郡肝付町新富4637番地 日高慎一からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法 (昭和39年法律第158号) 第108条第 5 項において準用する同法第105条の 2 第 3 項の規定による届出に係る同法第108条第 2 項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成29年 7 月 25 日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 肝付町高山区域 (肝属郡肝付町のうち大字北方, 大字南方及び大字岸良を除く地区)
- 2 区分 雑魚定置漁業及び小型定置漁業 (ます網漁業を除く)

鹿児島県告示第834号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年 7 月 25 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年 7 月 25 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿児島東市来線	日置市東市来町美山字赤生木1751番地先から同市東市来町美山字蜂巢ヶ谷847番地先まで	前	12.3~119.6	620.0
			後	12.3~119.6	620.0

鹿児島県告示第835号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年 7 月 25 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年 7 月 25 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	鹿児島東市来線	日置市東市来町美山字赤生木1751番地先から同市東	平成29年

市来町美山字蜂巢ヶ谷847番地先まで | 7月25日 |

公 告

大規模小売店舗の届出の取下げに関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出のあった大規模小売店舗について、次のとおり当該届出の取下げがあった。

平成29年 7 月 25 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 取下日
平成29年 7 月 10 日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）スーパーセンターニシムタ吉田店【A区画】
鹿児島市宮之浦町772番 外
- 3 取り下げられた法第5条第1項の規定による届出の公告
大規模小売店舗の新設に関する公告（平成29年 6 月 16 日鹿児島県公報第3323号登載）
.....

大規模小売店舗の届出の取下げに関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出のあった大規模小売店舗について、次のとおり当該届出の取下げがあった。

平成29年 7 月 25 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 取下日
平成29年 7 月 10 日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）スーパーセンターニシムタ吉田店【B区画】
鹿児島市宮之浦町710番 外
- 3 取り下げられた法第5条第1項の規定による届出の公告
大規模小売店舗の新設に関する公告（平成29年 6 月 16 日鹿児島県公報第3323号登載）

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第8号

平成29年 3 月 24 日付け監査第112号の監査結果に基づき、平成29年 7 月 5 日付け財第27号で鹿児島県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成29年 7 月 25 日

鹿児島県監査委員 長野信弘
 同 大 藪 豊
 同 藤 崎 剛
 同 成 尾 信 春

指摘事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
かごしま県民交流センター	知事の会計検査において、年度当初に行うべき行政財産使用料の未調定（16件）があると指摘を受けたが、監査時点にお	1 事後処理等 (1) 未調定の3件のうち、調定可能な2件について指摘後に直ちに調定を行った。 (2) 未調定の残り1件については、使用者が平成27年度から変更になっていたにもかかわらず、変更手続きがなされていなかった

	<p>いても未処理のものが3件ある。このうちの1件については、実際の使用者が替わっているにもかかわらず、必要な使用許可の手続きも行われていない。</p> <p>また、会計検査の結果の処理てん末に係る報告において、処理済みとして報告をしている。</p>	<p>ので、財政課財産活用対策室とも協議の上、平成28年4月に遡って新規で使用許可を行った。</p> <p>2 再発防止の対策</p> <p>課内・係内での業務管理体制の見直しを行い、職員がお互いに相談しやすい環境作りに努めるとともに、管理監督者が担当者の業務進捗状況を把握できるよう既存の契約一覧表等を活用し、処理の進捗状況をチェックする体制とした。</p>
--	---	--

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
かごしま県民交流センター	<p>パソコンの物品事故により、損害が発生しており、事故報告もなされていない。</p>	<p>1 事後処理等</p> <p>監査後、早急に会計課へ報告を行い、平成28年11月16日付けか県セ第79号により、県会計規則第31条第2項の規定に基づく事故報告書を提出した。</p> <p>2 再発防止の対策</p> <p>適切かつ丁寧な取り扱いのパソコン管理を徹底し、改善に向けた指導助言を行い、職員の資質向上に努めるよう口頭による注意喚起を図った。</p> <p>また、事故報告についても業務体制の見直しを指導し、報告漏れのない体制強化に努めるよう口頭による注意喚起を図った。</p>
消費生活センター	<p>月払いの駐車場代について、契約書を紛失し、契約内容が不明のまま支払いを継続している。</p>	<p>1 事後処理等</p> <p>当該指摘を受け、消費生活センター内を改めて探したが、当該契約書が見当たらなかったことから、鹿児島県住宅供給公社に依頼し、当該契約書の内、公社保管分の原本から写しを取ってもらい、公社から平成28年12月14日付けの原本証明を受けた契約書写しを保管している。</p> <p>2 再発防止の対策</p> <p>当該指摘を受け、鹿児島県住宅供給公社ビル施設管理規約等、関係書類一式を単一ファイルにまとめ、常用文書として文書保管・管理を徹底している。</p>
中央児童相談所	<p>扶助費（一時保護委託料）の不足払いがある。</p>	<p>1 事後処理等</p> <p>乳児等受入加算費の支払を行った。</p> <p>2 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託料の支払いについて内容表（チェック表）を作成し、担当者、課内回議者へ一時保護委託制度の周知及びチェック体制を確立した。 ・ 部内課長補佐会議において定期監査結果

		を配布し、適正な会計事務処理を行うよう改めて注意喚起を行った。
工業技術センター	毒物劇物の管理について、「鹿児島県工業技術センター毒物及び劇物取扱要領」に沿った管理が行われていない。	<ol style="list-style-type: none"> 事後処理等 毒・劇物の保管については、「鹿児島県工業技術センター毒物及び劇物取扱要領」に沿った適正管理となるよう是正した。 再発防止の対策 <ul style="list-style-type: none"> 職員に対しては、同要領に規定する適正な毒・劇物の取り扱いについて改めて周知した。 毒・劇物の適正管理に係る教育・訓練については、同要領の規定により作成する年間計画に基づき実施する。 「定期監査における注意事項に対する該当所属の指導について」（平成29年3月28日付け商工政策課長通知）により、会計事務の適正な執行について注意喚起を行った。
吹上高等技術専門学校	修了証明書の発行に伴い受領した申請手数料について、県公金口座への払込みが遅延しているものがある。	<ol style="list-style-type: none"> 再発防止の対策 <ul style="list-style-type: none"> 受領した申請手数料については、県公金口座への払込みを速やかに行うよう職員へ注意を喚起した。 会計課職員を講師に招き、適正な会計事務処理について周知・指導を行った。 「定期監査における注意事項に対する該当所属の指導について」（平成29年3月28日付け商工政策課長通知）により、会計事務の適正な執行について注意喚起を行った。
吹上高等技術専門学校	交通事故により、相手方車両に損害が発生している。	<ol style="list-style-type: none"> 再発防止の対策 <ul style="list-style-type: none"> 職員会議等において、交通法令の遵守や交通事故の防止に関する注意喚起を行った。 各所属の安全運転管理者等を対象に「安全運転管理者等研修会」を開催し、交通事故防止に対する意識の向上を図るとともに、最近の発生状況及び対策について研修を行った。 平成29年2月28日付け管財課長通知において、3、4月を公用車交通事故防止月間と位置付け、過失事故ゼロ作戦に取り組んだ。 主管課長会議等あらゆる機会を通じ、交通事故防止等の注意喚起に努めた。 平成28年12月2日付け副知事依命通達及び平成29年4月5日付け総務部長通知において、職員の交通事故防止等の一層の注意喚起について周知を行った。
水産技術開発センター	交通事故により、公用車に損害が発生している。	<ol style="list-style-type: none"> 再発防止の対策 <ul style="list-style-type: none"> 職員会議等において、交通法令の遵守や交通事故の防止に関する注意喚起を行った。 各所属の安全運転管理者等を対象に「安全運転管理者等研修会」を開催し、交通事故防止に対する意識の向上を図るとともに、最近の発生状況及び対策について研修を行った。 平成29年2月28日付け管財課長通知において、3、4月を公用車交通事故防止月間と位置付け、過失事故ゼロ作戦に取り組んだ。 主管課長会議等あらゆる機会を通じ、交通事故防止等の注意喚起に努めた。 平成28年12月2日付け副知事依命通達及び平成29年4月5日付け総務部長通知において、職員の交通事故防止等の一層の注意喚起について周知を行った。
水産技術開発センター	200カイリ水域内漁業資源総合調査に係る報償費の支出が遅延しているものがある。	<ol style="list-style-type: none"> 再発防止の対策 <ul style="list-style-type: none"> 毎月の操業報告書が確実に提出されるよう、毎月末に提出の依頼を電話連絡等により行い、提出月に未提出の場合は再度連絡することとした。

		<ul style="list-style-type: none"> 「定期監査における注意事項に対する該当所属の指導について」(平成29年3月28日付け商工政策課長通知)により、会計事務の適正な執行について注意喚起を行った。
肉用牛改良研究所	パソコンの物品事故により、損害が発生している。	<p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 物品の適正管理については、細心の注意を払うように、所内の職員全員に周知を行うとともに、職員会議等で取扱いについて注意を喚起した。 監査結果の通知後、財務に関する事務の適正な執行に努めるよう注意喚起するとともに講じた措置の報告を求めた。 また、適正な事務の執行の参考となるよう、農政部における定期監査(後期)の文書注意事項及び口頭注意事項の内容等について、部内各所属(出先機関含む)及び各地域振興局・支庁(農林水産部)に周知した。
沖永良部事務所	最低制限価格率の誤りにより、落札決定を取り消しているものがある。	<p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 新任課長・技術補佐を対象に、工事監査が講師となって入札契約に関する講習を実施することとし、入札誤りの防止に努めることとした。 検討改善を求められた事項について、所内会議等で注意を喚起した。 入札管理システムで出力された結果について、確認のため再度手計算でチェックすることとした。 監査結果の通知後、財務に関する事務の適正な執行に努めるよう注意喚起するとともに講じた措置の報告を求めた。 また、適正な事務の執行の参考となるよう、農政部における定期監査(後期)の文書注意事項及び口頭注意事項の内容等について、部内各所属(出先機関含む)及び各地域振興局・支庁(農林水産部)に周知した。

監査委員公表第9号

平成29年3月24日付け監査第104号の監査結果に基づき、平成29年7月12日付け財第31号で鹿児島県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成29年7月25日

鹿児島県監査委員	長野信弘
同	大藪 豊
同	藤崎 剛
同	成尾信春

文書注意事項

所管部	団 体 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
-----	-------	-----------	-----------------

保健福祉部	社会福祉法人 晶貴会	<p>入所者の利用料（生活費）について、月の途中で入退所した場合は、日割り計算をすとしてしているが、日割り計算をしていないものや、計算を誤って多く徴収しているものがある。</p> <p>（鹿児島県軽費老人ホーム事務費補助金）</p>	<p>1 県の指導、監督の強化 平成28年度軽費老人ホーム事務費補助金説明会（毎年実施）において、補助対象の全20施設に対して、生活費を含めた入居者利用料の適正な算定を行うよう指導した。</p> <p>2 当該団体の講じた改善措置 過大に受領した生活費について、返還手続きをとった。 また、徴収額算定について、担当及び事務局長でチェックする体制を確立した。</p>
土木部	鹿児島県住宅供給公社	<p>1 経営健全化計画に取り組んでいるが、債務超過額が更に増大している。</p> <p>2 賃貸管理事業及び長期割賦事業の収入未済は、前年度より減少（収納率は減少）しているが、依然として多額となっている。</p> <p>（鹿児島県住宅供給公社出資金） （鹿児島県住宅供給公社経営健全化資金貸付金） （鹿児島県住宅供給公社に対する金融機関融資損失補償）</p>	<p>1 県の指導、監督の強化</p> <p>(1) 鹿児島県住宅供給公社の分譲促進等を支援し、経営の健全化を図るため、引き続き指導を徹底していく。</p> <p>(2) 悪質滞納者への法的措置など、滞納対策の強化に関する助言・指導を徹底していく。</p> <p>2 当該団体の講じた改善措置</p> <p>(1) 住宅メーカーと協働した住宅完成見学会の開催をはじめ、マイホームセミナー、各種キャンペーンの実施等による積極的な宅地の販売や、フリーレント制度等を活用した賃貸施設等の入居促進に取り組むとともに、人件費等の固定経費の削減を行うこととしている。</p> <p>今後とも、分譲資産の早期売却や賃貸施設等の空室解消を図るなどの収支改善及び有利子負債の早期解消に向けた取り組みを進め、一層の経営改善に努めることとした。</p> <p>(2) 収入未済の解消については、日頃から滞納が発生しないよう未然防止に努めるとともに、滞納案件については、「滞納家賃等の督促事務処理方針（平成9年12月8日施行）」に基づく、電話督促、文書による催告や夜間訪問などの取り組みに加え、長期滞納者に対する訴訟手続きの実行など、未収金の早期回収と滞納の長期化防止を図り、適切な債権管理に努めることとした。</p>

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第85号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成29年 7 月 25 日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	C R 金田一少年の事件簿 2 V V	株式会社サンセイアールアンドディ	7P0755
ぱちんこ遊技機	C R A カナカナ w i t h 桃乃木かな	マルホン工業株式会社	7P0657
ぱちんこ遊技機	C R 哲也 3 B M - F	株式会社大一商会	7P0768
回胴式遊技機	パチスロウルトラセブン K C	京楽産業、株式会社	7S0740
回胴式遊技機	パチスロ イース I & II / X X	株式会社ロデオ	7S0679
回胴式遊技機	闘え！サラリーマン / X A	株式会社ロデオ	7S0687
回胴式遊技機	蒼き鋼のアルペジオ アルス・ノヴァ / X A	タイヨーエレクトリック株式会社	7S0828
回胴式遊技機	パチスロ北斗の拳 2 0 1 7 / X S	サミー株式会社	7S0754